

## 第4章

# スウェーデン



## 第4章 スウェーデン

### 第1節 社会的背景

2008年の世界金融危機以降、スウェーデンの労働市場の状況は芳しくない。スウェーデン中央統計局（Statistiska centralbyrån, SCB）の労働力調査によれば、2013年の全労働力人口（15歳以上74歳以下）511万6,000人に対し、平均失業者数は41万1,000人（対前年比8,000人増）、失業率は8%（対前年比増減なし）であった<sup>79</sup>。16歳以上64歳以下の年齢層について見ると、同年の労働力人口は494万8,000人である。そのうち失業者は40万3,000人であり、失業率は8.1%となる<sup>80</sup>。なお、SCBの労働力調査は、電話によるサンプル調査からの推計に基づく統計である。

失業にかかるデータとしては、公共職業紹介所（Arbetsförmedlingen）に登録する求職者数の統計も参考になる。1カ月の平均求職者（16歳以上64歳以下）数は、2012年に68万9,273人（対前年比約1万1,000人増）、2013年には70万4,683人（同1万5,400人増）と増えている。このうち、完全失業者（月平均）は、2012年に21万2,898人（対前年比約6,400人増）、2013年に21万4,295人（同1,400人増）である。また、職業訓練参加者（月平均）は、2012年に17万9,636人（対前年比約8,700人増）、2013年に18万9,384人（同9,700人増）であった<sup>81</sup>。

スウェーデンでは、1990年代以降、若年者の失業の増加がとりわけ問題となってきた。SCBの統計によれば、2013年の15歳以上25歳未満の若年失業者数は15万6,000人（対前年比3,000人増）であり、同年齢層の失業率は23.6%（対前年比0.1%減）に達した。ただし、15歳以上25歳未満の失業者のうち約7万6,000人は、フルタイムの就学をしながらアルバイト等を探す学生である点に、留意が必要である<sup>82</sup>。

長期失業者の増加も、問題の一つである。2012年の統計では、公共職業紹介所に12カ月以上登録している求職者は約13万6,000人であり、完全失業者および職業訓練参加者の35%を占めた。特に、24カ月以上登録する長期失業者数が2010年から増加傾向にあり、2012年には約6万9,900人で、完全失業者および職業訓練参加者の18%を占めている<sup>83</sup>。

<sup>79</sup> SCB, Arbetskraftsundersökningarna 2013, AM12 SM1401, s. 5  
([http://www.scb.se/Statistik/AM/AM0401/2013A01/AM0401\\_2013A01\\_SM\\_AM12SM1401.pdf](http://www.scb.se/Statistik/AM/AM0401/2013A01/AM0401_2013A01_SM_AM12SM1401.pdf)). (2014年6月16日最終確認)

<sup>80</sup> SCB, Arbetskraftsundersökningarna, Grundtabeller årsmedeltal 2013  
([http://www.scb.se/sv/\\_Hitta-statistik/Statistik-efter-amne/Arbetsmarknad/Arbetskraftsundersokningar/Arbetskraftsundersokningarna-AKU/23265/23272/Tvarsnittsdata---originalvarden-er-sasongsrensad/Grundtabeller-AKU-15-74-ar-ar/](http://www.scb.se/sv/_Hitta-statistik/Statistik-efter-amne/Arbetsmarknad/Arbetskraftsundersokningar/Arbetskraftsundersokningarna-AKU/23265/23272/Tvarsnittsdata---originalvarden-er-sasongsrensad/Grundtabeller-AKU-15-74-ar-ar/)). (2014年6月16日最終確認)

<sup>81</sup> Arbetsförmedlingen, Sökande 1996-2013  
(<http://www.arbetsformedlingen.se/Om-oss/Statistik-prognoser/Tidigare-statistik.html>). (2014年6月16日最終確認)

<sup>82</sup> SCB, supra note 79, s. 5.

<sup>83</sup> Arbetsförmedlingen, Arbetsförmedlingens Årsredovisning 2012, 2013, s. 33  
(<http://www.arbetsformedlingen.se/download/18.3485b9a713b6ad32ce18fb3/%C3%85resredovisning+2012.pdf>). (2014年6月16日最終確認)

## 第2節 失業保険制度

### 1. 失業保険制度の発展

#### (1) 失業保険法制定の背景

スウェーデンでは、19世紀末から、失業した組合員に求職活動のための費用を支給するために、労働組合が失業保険金庫を設立するようになった。当初は組合員から徴収する保険料のみで金庫の運営を賄っていたが、金庫の財政力の脆弱さから給付水準も低く留まっていた。そのため、国家による援助が求められるようになり、1934年に失業保険令が制定され、国庫補助付きの任意保険としての失業保険制度が1935年より施行される。同政令は、1973年に旧・失業保険法が施行されたことにより、廃止された<sup>84</sup>。

現行の失業保険法 (Lag (SFS1997:238) om arbetslöshetsförsäkring、以下「ALF」という) は、1997年に制定され、1998年に施行されたものである。当時、全労働力人口の90%以上が失業保険金庫に加入していたが、失業保険給付を受給する者が全失業者に占める割合は75%程度に留まった。すなわち、失業保険金庫に未加入であったために、あるいは加入していても受給要件を満たさなかったために、失業保険給付を受給できない者が、一定程度存在したのである<sup>85</sup>。そこで、現行法では、失業保険を労働市場に対して一定の結び付きを有する全ての者に給付を行う普遍的かつ団結的な保険にすることを目指して、所得比例給付の受給要件を満たさない者に給付を行う基礎保険が導入された。また、同時に現行の失業保険金庫法 (Lag (SFS1997:239) om arbetslöshetskassor、以下「LAK」という) が制定され、補完的な金庫であるアルファ金庫 (Alfa-kassan) が設立された<sup>86</sup>。

こうして成立した現在の失業保険制度 (Arbetslöshetsförsäkringen) は、被用者のみでなく事業主をも対象とし (ALF1条)、基礎保険と任意加入の所得比例保険との2つの部分により構成される (ALF4条)。

#### (2) 近年の制度改革の動向

2006年に成立した保守連立政権は、当時のスウェーデン経済が回復基調であったにもかかわらず失業者数が改善しないのは、寛容すぎる失業保険制度が就労意欲を削いでいることに一因があると考えた。同政権は、失業保険が、労働市場において職から職へ「転換」する間の所得保障を提供する保険であることを明確にする必要があるとして、失業保険制度の改革に取り組んできている<sup>87</sup>。2007年の改正では、失業保険給付の受給要件の厳格化、長期受給

<sup>84</sup> SO (Arbetslöshetskassornas Samorganisation), Historik över Arbetslöshetsförsäkringen från 1885, 2008, s. 1-3 (<http://www.samorg.org/om-arbetsloshetsforsakringen/Documents/Historik%20över%20arbetsloshetsforsakringen%20sedan%201885.pdf>). (2014年6月16日最終確認)

<sup>85</sup> 1997年以前は、失業保険給付の受給要件を満たさない者に対しては、「労働市場支援のための金銭給付に関する法律」(Lagen om kontant arbetsmarknadsstöd、以下「KAS」という) による給付が行われた。失業者の約8%がKASによる給付を受給していた。Prop. 1996/97:107, s. 84f.

<sup>86</sup> SO, supra note84, s. 9; Prop. 1996/97:107, s. 89.

<sup>87</sup> Prop. 2006/07:15, s. 16f.

者に対する給付水準の引き下げ、支給期間の短縮、加入者が負担する保険料の引き上げなどがなされ、失業保険金庫および労働組合から強い批判を受けた。

また、2012年の改正（2013年9月施行）では、失業期間を短縮するインセンティブを強化するために、失業保険の受給要件の明確化とともに、受給者の義務違反に対する制裁措置の見直しが行われた。同改正により、求職者は公共職業紹介所に求職活動の状況を毎月報告する義務を負うこととなり、求職者への監督が強化された。一方、報告義務の懈怠に対する制裁措置は従前よりも多段階化され、全体としては緩和されている。2012年改正は、求職者の法的安全性（予見可能性）を高めるとともに、「転換」のための保険としての失業保険の機能を強化し、制度の正統性の維持に寄与することを目的とする<sup>88</sup>。

さらに現在、議会の超党派の委員会において、疾病および失業にかかる社会保険制度の包括的な見直し作業が行われている。委員会の主たる任務は、疾病保険と失業保険の持続可能性を高めるために、これら2つの保険の相互関係、またこれらの保険と労働市場政策による金銭給付や社会サービスによる生計扶助との相互関係を明確化することである。また、失業保険については、所得比例部分の義務付け、すなわち有償労働に従事し、かつ就労要件を満たす者は全て、所得比例給付の受給権を得るようになるための改正の検討が命じられている。後述するように、現在の失業保険制度は任意加入制であるが、将来的に強制保険化することも、委員会の検討の範囲に含まれる。委員会による報告は、当初、2013年5月に提出される予定であったが<sup>89</sup>、その後、検討事項が追加されたため、2015年1月末に延期された<sup>90</sup>。

## 2. 失業保険の管理運営組織

失業保険の運営は、失業保険金庫法（LAK）に基づき設立される法人である失業保険金庫（arbetslöshetskassa、一般に「a-kassa」と省略される）が行う（ALF5条）。スウェーデン全土に、2014年6月時点で、28の失業保険金庫が存在する。

失業保険金庫に対する監督を行う行政機関として、失業保険監督庁（Inspektionen för arbetslöshetsförsäkringen、以下「IAF」という）が設置されている（LAK89条）。失業保険監督庁は、法令の解釈の詳細について、失業保険金庫および公共職業紹介所に対して法的拘束力を伴う規則（föreskrifter）を発する権限を有する（ALF3条2段等）。

## 3. 失業金庫への加入資格

失業保険金庫への加入は任意であり、全国で約345万人が加入している<sup>91</sup>。これは、同年の労働力人口（16歳以上64歳以下）の約70%に相当する。2006年の加入者数が約379万

<sup>88</sup> Prop. 2012/13:12, s. 21f.

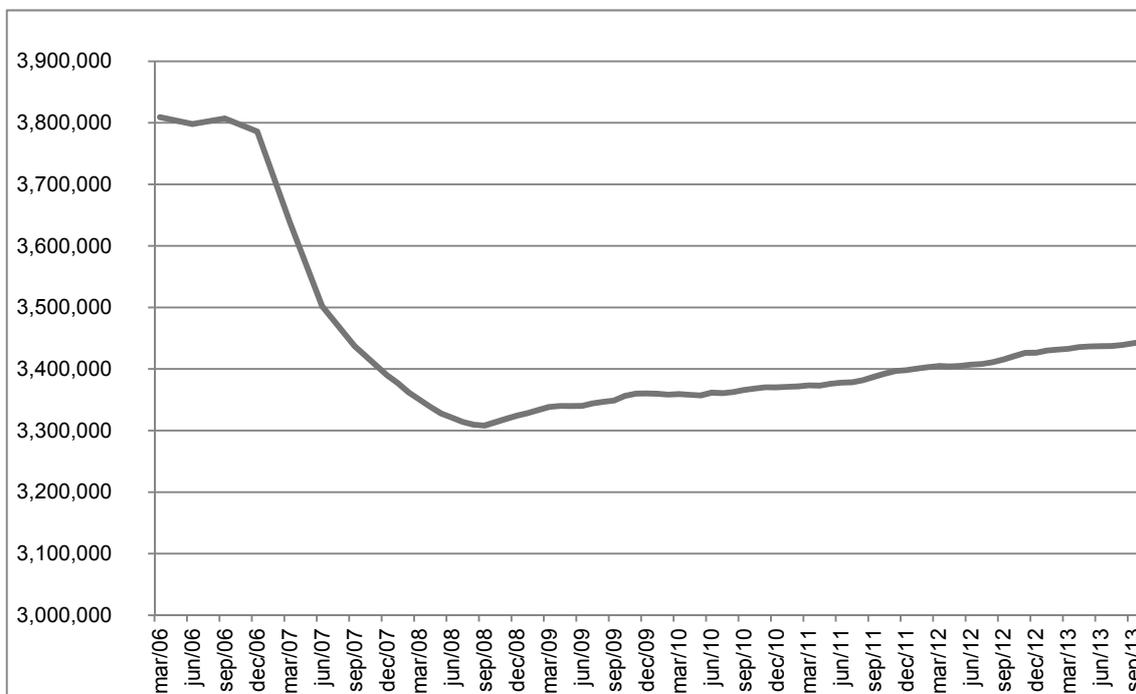
<sup>89</sup> Kommittédirektiv, Hållbara försäkringar vid sjukdom och arbetslöshet, Dir. 2010:48.

<sup>90</sup> Kommittédirektiv, Tilläggsdirektiv till Kommittén om hållbara försäkringar vid sjukdom och arbetslöshet (S 2010:04), Dir. 2012:90.

<sup>91</sup> IAF, Medlemsutveckling (<http://www.iaf.se/Statistik/Medlemsutveckling/>). (2014年6月16日最終確認)

人、労働力人口に対する加入率は80%を超えていた<sup>92</sup>ことと比較すると、2007年の失業保険制度改正により加入者数が大きく減少したことが指摘できる（図表4-1参照）<sup>93</sup>。

図表4-1 失業保険金庫加入者数の推移（2006年3月～2013年10月、単位：人）



出所：IAF, Medlemsutveckling.

失業保険金庫は、一定の職種、業種またはこれに類するものを事業の範囲とすることとされており（LAK 1条2段）、失業保険金庫への加入資格はその者の職業によって定まる。失業保険金庫は多くの場合に労働組合が母体となって設立されており、労働組合の組合員は同時に失業保険金庫に加入することが多い<sup>94</sup>。ただし、労働組合への加入と失業保険金庫への加入が同時に行われる必要はない。

失業保険金庫に加入するためには、当該失業保険金庫の対象となる職種・業種等で働いていること、または、加入の時点で就労していない場合には直近の仕事が対象職種・業種等に

<sup>92</sup> SO, Lägesbeskrivning av arbetslöshetsförsäkringen våren 2012, 2012, s. 20

(<http://www.samorg.org/opinion/Documents/Lägesbeskrivning%20av%20arbetslöshetsförsäkringen%20maj%202012%20-%20tak%20och%20villkoren%20och%20avgifterna.pdf>). (2014年6月16日最終確認)

<sup>93</sup> 2007年の失業保険法（ALF）改正により、給付水準の引き下げや保険料の引き上げが行われたことを受けて、2007年には38万人、2008年には8万人が失業保険金庫を脱退した。Prop. 2010/11:1 Utgiftsområde 14, s. 37.

<sup>94</sup> スウェーデンにおける労働組合の組織率は、1995年には、ブルーカラー労働者は88%、ホワイトカラー労働者は84%であった。しかし、その後は低下傾向にあり、とりわけ失業保険の2007年改正は労働組合への加入率にも影響を与えた。2012年の組織率は、ブルーカラー労働者は68%、ホワイトカラー労働者は73%である。Landsorganisationen i Sverige（LO）, Facklig anslutning 1990-2012 ([http://www.lo.se/start/facket\\_pa\\_din\\_sida/organisering/facklig\\_anslutning\\_1990\\_2012](http://www.lo.se/start/facket_pa_din_sida/organisering/facklig_anslutning_1990_2012)). (2014年6月16日最終確認)

該当することが必要である。就労の程度についての条件はなく<sup>95</sup>、パートタイム労働者であるかフルタイム労働者であるかは問われない。同時に2つの失業保険金庫に加入することはできず、64歳に達すると失業保険金庫への加入資格を失う（LAK 34条1段）。また、既に加入している者も、65歳<sup>96</sup>に達すると加入者資格を喪失する（LAK36条）。

職種・業種を問わず加入することができる補完的な金庫として、前述（(1) (i) 参照）のアルファ金庫がある（LAK85条以下）。アルファ金庫は、労働組合を母体としないため、職種・業種を問わず全ての者が加入することができる。同金庫は、加入者に対して基礎保険および所得比例保険を提供する他、いずれの失業保険金庫にも加入していない者に対して基礎保険の給付を行う。2014年3月時点のアルファ金庫の加入者数は、約8万5,000人である<sup>97</sup>。

#### 4. 受給要件

##### (1) 「失業」の概念

現行の失業保険法（ALF）は、「失業」の概念について定義規定を設けていない。しかし、1973年の旧法制定時の法律案によれば、報酬が支払われる労働を他者のために遂行しておらず、かつ自身のための利益追求目的での労働もしていないことが、「失業」と定義付けられている<sup>98</sup>。そして、この概念が現行法の下でも継承されていると考えられる。したがって、休暇中、解雇予告期間中あるいはレイオフ中などで、使用者から賃金を支払われる場合は、失業とみなされない。休業中の労働者も、休業期間中の賃金の支払いの有無を問わず、失業者とはみなされない（ALF10条1段）<sup>99</sup>。

また、ALFが保障対象とする「失業」は、いわゆる「完全失業」（労働時間がゼロとなり、雇用が100%失われた状況）のみでなく、「部分的失業」すなわち労働時間の減少をも含む。このことは、後述するように、失業保険給付を受給する者が部分的に就労する場合に、一週間のうち失業しているとみなされる日数についてのみ保険給付が行われることから明らかである。したがって、例えばフルタイム労働者が、雇用条件を変更されてパートタイム労働者として雇用を継続される場合、減少した労働時間分は失業とみなされ、保険給付の対象となる。ただし、判例は、同一の使用者の下で労働条件を変更し、労働時間を短縮して雇用を継続されることが、労働者の意思によるものであることが明確である場合には、減少した労働時間分をALFのいう失業とみなすことはできないとしている（行政最高裁判所2006年3月8日判決（RÅ 2006 ref. 6））。

<sup>95</sup> SO, Så fungerar arbetslöshetsförsäkringen, 2014, s. 4  
([http://www.samorg.org/opinion/Documents/Sa\\_fungerar\\_arbetsloshetsforsakringen\\_april2014\\_webb.pdf](http://www.samorg.org/opinion/Documents/Sa_fungerar_arbetsloshetsforsakringen_april2014_webb.pdf)).  
(2014年6月16日最終確認)

<sup>96</sup> これは、老齢年金制度における最低保障年金の支給開始年齢に一致する。

<sup>97</sup> IAF, supra note 91.

<sup>98</sup> Prop. 1973:56, s. 174.

<sup>99</sup> 行政最高裁判所2004年10月28日判決は、4カ月間の免許停止を受け、その間、雇用契約は継続しているものの就労することができず無給となったタクシー運転手について、失業保険の受給権を認めるべき例外的事情は存在しないとした（RÅ 2004 Not 188）。

## (2) 基本的要件

失業保険法（ALF）9条により、失業に対する給付は、申請者が、①使用者のために1日3時間、週平均17時間以上の労働を行うことができ、かつ就労に妨げがないこと、②公共職業紹介所に求職者としての登録をしていること、および、③その他の点で自らを労働市場の自由に委ねること、といった要件を満たす場合に支給される。これは、失業保険からの給付を受けるための、基本的要件（法律上の用語は「allmänna villkor」だが、一般的には「grundvillkor」と呼ばれる）である。すなわち、受給を希望する者は、単なる失業者（arbetslös）ではなく、積極的に仕事を探す求職者（arbetssökande）でなければならない。このような要件が課されるのは、失業保険が労働市場における「転換」のための保険であることに基づく<sup>100</sup>。

③の「労働市場の自由に委ねる」という要件は、求職者に就労の意思があり、かつ、就労することに支障がない<sup>101</sup>ことを意味する。この要件は、従前から失業保険の運用上要求されていたが、2012年改正により明文化された<sup>102</sup>。

2012年改正前は、上記①ないし③に加え、④就労を妨げる事情として失業保険金庫により承認された事情がない限り、紹介された「適切な仕事」（lämpligt arbete）を受諾すること、⑤公共職業紹介所の助言の下で個別行動計画書（individuell handlingsplan）を作成していること、⑥「適切な仕事」を積極的に探しているが、そのような仕事が見つからないこと、という要件が付されていた。しかし、個別行動計画書（⑤）は求職者登録から30日以内に作成することになっており、実務上は、失業保険給付の初回の申請日にはこの要件が考慮されることが多かった。また、「適切な仕事」を受ける意思があり、かつ積極的に探していること（④および⑥）は、受給の基本的要件であるとともに後述する支給制限の要件ともなっており、受給者にとって不明確な規定構成になっていると考えられた。加えて、求職者が積極的に求職活動をしているか否かを、失業の初日から判断することは難しいとの問題も指摘された。以上の理由から、2012年改正により、基本的要件は、求職者が失業の1日目から充足することができる基礎的性格を有する要件（上記①ないし③）に簡素化・明確化された。ただし、この改正によっても、受給者が積極的に求職活動をする義務を負うことには変更がない。基本的要件から削除された④ないし⑥の諸点は、今日の規定の下では、受給者の義務懈怠に対する制裁措置の要件となっている（本節7.参照）<sup>103</sup>。

さらに、公共職業紹介所が行う「若者のための就職保証」（jobbgarantin för ungdomar、

<sup>100</sup> Prop. 1996/97:107, s. 83.

<sup>101</sup> 就労に支障がないという点に関連して、失業保険の受給申請者が未成年の児童を家庭で養育している場合が問題になる。家庭以外での児童の保育環境が整えられていない場合は、その者は就労を妨げられているとみなされ、失業保険給付の受給権を得られない。しかし、児童の保育環境が遅滞なく整えられるならば、受給要件を満たすとされる（社会保険上級裁判所1989年6月8日判決（FÖD1989:43））。親族等の介護に関しても同様の判断がなされる（社会保険上級裁判所1990年8月27日判決（FÖD1990:31））。

<sup>102</sup> Prop. 2012/13:12, s. 87.

<sup>103</sup> したがって、失業保険給付の受給にかかる要件の全体像を把握するためには、基礎的要件と制裁措置の要件をあわせ読むことが必要となる。Prop. 2012/13:12, s. 23ff.

本章第3節参照)への参加を勧められたにもかかわらずこれを拒否した者は、失業保険による給付を受けることはできない(ALF11条)。「若者のための就職保証」への参加を拒否した者に失業保険給付を支給することは、早期就労を目指す同プログラムの目的に反するためである<sup>104</sup>。

### (3) 就労要件

失業保険給付を受給するためには、基本的要件に加えて、以下に述べる就労要件(arbetsvillkor)も満たす必要がある。

失業保険法(ALF)12条により、失業保険給付の受給権を得るためには、給付申請者が失業前の直近12カ月の間に、①6カ月以上かつ月80時間以上の就労をしたこと、または、②連続した6カ月の間に計480時間以上、月50時間以上の就労をしたことが、要求される。ここでいう就労期間・時間の算定には、有給休暇を取得した期間も含まれる(ALF13条1段1号)。また、兵役に従事した期間および親手当を受給した期間も、2カ月を限度として就労した期間とみなされる(ALF13a条)。

原則として6カ月以上の就労を要求する現在の就労要件は、1997年の旧・失業保険法改正により導入された。それ以前の旧法による就労要件は非常に緩やかで、失業前12カ月のうち最低5カ月間にわたり、3時間以上の就労をした日が80日以上あることが要求されるに過ぎなかった。改正時の政府提出法案では、失業保険給付の受給権は労働市場に対する確固とした結び付きに基づくものでなければならず、従前の就労要件は不十分であると述べられた<sup>105</sup>。したがって、直前12カ月間に6カ月以上の就労を要求する現行規定は、歴史的に見ると厳格化された要件を定めるものであるといえる。

就労要件は、通常の場合、申請者が公共職業紹介所に失業を申請した(求職者として登録した)月の直前12カ月間を対象として認定される(認定対象期間、ramtid、ALF15a条)。ただし、傷病、2歳未満の子供(養子の場合は養子縁組後2年以内の子供)の養育(養育のための不就労の直前に、就労要件を満たす程度の就労がある場合には、子が3歳になるまで(養子については養子縁組後3年以内まで)延長される)、親族等介護手当を受給しての介護などの理由によって就労を阻害されていた場合、その期間は就労要件の認定から除かれる(ALF16条)。すなわち、これらの事情により就労できなかった期間があると、その分、失業の直近12カ月よりも以前の期間に遡って就労要件を判断することになる。25歳以上の者がフルタイム教育を修了する期間(ALF16b条)や、親手当を受給した期間(ALF17条)なども、同様に扱われる。就労要件の認定対象から除かれる期間(överhoppningsbar tid)は、5年間を超えることはできない(ALF17a条)。したがって、最長で、過去6年間に遡って就労要件の充足を判断することになる。

<sup>104</sup> Prop. 2006/07:118, s. 29.

<sup>105</sup> Prop. 1996/97:107, s. 97.

## 5. 受給手続

4. で述べたように、失業保険給付の受給を申請しようとする者は、まず、公共職業紹介所に失業を申請し、求職者として登録しなければならない。申請者は、公共職業紹介所に登録した時点から失業しているものとみなされる。公共職業紹介所への登録方法については、失業保険監督庁（IAF）の規則が詳細を定める（IAFFS2009:4）。公共職業紹介所と各失業保険金庫とはコンピューターネットワークで繋がれており、登録された求職者の情報はネットワークを通じて失業保険金庫へ通知される。

給付申請者は、失業保険金庫に対し、給付申請書および失業前の就労状況の証明書（被用者の場合は使用者が記入する）を提出しなければならない（ALF47条）。2012年改正により、求職者には、正確かつ十分な情報を提出したことを名誉および良心に基づき証明し、受給権に関わる状況の変化を申告する義務が、明文で課された（同条1段2文）<sup>106</sup>。給付申請書には、従前の就労とその程度（雇用、自営業、就学などの別）、失業の理由、副業の有無、週の就労可能時間数などの情報を記入する。これらの情報は、受給権の有無や支給額の判断に用いられる。給付の申請から受給開始までにかかる期間は、全失業保険金庫の2013年時点の平均で、基礎保険の給付について9週間、所得比例保険の給付では7週間となっている<sup>107</sup>。

受給開始後は、受給者は、定期的に金庫カード（kassakort）を提出し、失業、就労、傷病や育児の状況などを失業保険金庫に申告する（IAFFS2009:1第9章1条）。金庫カードにより提出される情報は、給付の支給の判断に用いられる。また、2012年改正により、受給者は、毎月1回、公共職業紹介所へ活動報告書（aktivitetsrapport）を提出し、求職活動の実施状況を報告しなければならなくなった（労働市場政策事業に関する政令（SFS2000:628）6a条）。従前は、このような求職活動の状況の報告義務がなかったため、公共職業紹介所にとって、求職者の活動状況を監督するのが困難であると同時に、適切な支援を提供することも難しかった。受給者が定期的に活動状況を報告することにより、公共職業紹介所による監督が容易になると期待されている<sup>108</sup>。活動報告書の提出義務への違反に対しては、支給制限がなされる（本節7.参照）。

## 6. 給付水準

失業保険からの給付は日当の形式で支払われる（ALF19条）。給付の額は、大まかに述べると、従前の就労時間、従前の賃金（所得比例保険についてのみ）、一週当たりの就労希望時間数および一週当たりの失業時間数によって決まる<sup>109</sup>。なお、以下では、フルタイム労働を希望する求職者に対する給付の仕組みを述べる。パートタイム労働を希望する者に対しては、

<sup>106</sup> これらの義務が明文化されたことにより、誤った情報の提出に対しては刑法の適用が、状況の変化に関する情報の不提出に対しては給付犯罪法の適用が、それぞれ可能になった。Prop.2012/13:12, s. 46.

<sup>107</sup> IAF, Arbetslöshetsförsäkringen i siffror 2013, 2014, s. 11f

(<http://www.iaf.se/Global/statistik/Arbetsloshetsforsakringen2013.pdf>). (2014年6月16日最終確認)

<sup>108</sup> Prop.2012/13:12, s. 29.

<sup>109</sup> SO, supra note95, s. 10.

基礎給付、所得比例給付ともに、支給額が割合的に引き下げられる（ALF38条）。

### （1）基礎保険

失業保険金庫に加入していない者、または失業保険金庫に加入しているが所得比例保険からの給付の受給資格を有しない者は、基礎保険（grundförsäkringen）の給付を受給する（ALF6条）。すなわち、上述した基本的要件および就労要件は充足するが、後述する加入者要件を満たさない者が、基礎保険の対象となる。なお、20歳未満の者は、基礎保険からの給付を受給することはできない（同条2段）。

受給者がいずれかの失業保険金庫に加入している場合、基礎保険の給付は当該失業保険金庫が行う。いずれの失業保険金庫にも加入していない者は、アルファ金庫から支給を受ける。

基礎保険による給付（基礎給付、grundbelopp）の支給額は、政令で定める額をもとに、申請者の従前の就労時間に比例して算定される（ALF24条）。すなわち、基礎給付は、受給者の従前の所得とは関連性を有しない。12カ月の認定対象期間を通してフルタイム労働をしていた者に対しては、日額320SEK（スウェーデン・クローナ）が支給される。基礎給付の額は、基礎的な保障を与え、かつ積極的な求職活動を行う意欲を削がない水準として設計されている<sup>110</sup>。フルタイム労働をしていなかった、あるいは就労期間が12カ月よりも短い者に対する給付は、就労時間の不足に応じて320SEKから減額される（失業保険に関する政令（SFS1997:835）3条1段）。

2013年には3万8,214人（全受給者29万7,722人の約13%）が基礎給付のみを受給した<sup>111</sup>。同年に、失業保険金庫に未加入のためアルファ金庫による給付を受給したのは、1万5,540人である<sup>112</sup>。

### （2）所得比例保険

所得比例保険からの給付（所得比例給付、inkomstrelaterad ersättning）を受けるためには、基本的要件・就労要件の充足に加え、失業保険金庫への加入期間が12カ月以上あること（加入者要件、medlemsvillkor）が要求される（ALF7条）。所得比例給付の受給には年齢の下限はない。

所得比例給付の支給額は、受給者の認定対象期間中の平均賃金日額および平均労働時間数に基づき算定される（ALF25条）。原則として、支給開始後最初の200日間は失業前の平均

<sup>110</sup> Prop. 1996/97:107, s. 115. 基礎給付の額は、1990年代は日額240SEKで据え置かれていたが、賃金の上昇を反映するために2001年および2002年に段階的に引き上げられて、現在の日額320SEKとなった。Prop. 1999/2000:139, s. 73f.

<sup>111</sup> IAFのデータベースにて公開されているデータを利用。IAF, Statistikdatabaen (<http://www.iaf.se/Statistik/Statistikdatabasen/>). (2014年6月16日最終確認)

<sup>112</sup> Alfakassan, Årsredovisning 2013, 2014, s. 4 ([https://www.alfakassan.se/virtupload/content/100/Arsredovisning\\_2013.pdf](https://www.alfakassan.se/virtupload/content/100/Arsredovisning_2013.pdf)). (2014年6月16日最終確認)

賃金日額の 80%、その後は 70%が保障される。既受給日数の算定に際しては、労働市場政策プログラムに参加する求職者に支給される活動手当 (aktivitetsstöd、本章第 3 節 1. 参照) を受給した日も、失業保険給付を受給した日と同視される (ALF26 条)。支給水準は、2007 年改正以前は、全支給期間について同一 (80%) であった。しかし、求職者および公共職業紹介所の双方に対して早期の再就職を目指す動機付けを行うために、2007 年改正により、受給期間の長さに応じて給付水準を逡減する仕組みが導入された<sup>113</sup>。

所得比例給付の支給額には、上限および下限が設けられている。現在の上限額は、日額 680SEK である。また、最低支給額は、認定対象期間を通してフルタイム労働をした者について日額 320SEK であり、労働時間の不足に応じてこの額が引き下げられる (失業保険に関する政令 4 条 1 段)。所得比例給付の上限額は 2002 年以降引き上げられておらず、今日では、保障の上限を超える所得を有する者が増えている<sup>114</sup>。SO (Arbetslöshetskassornas Samorganisation)<sup>115</sup>の統計によれば、支給開始後当初の 200 日間に失業保険給付によって従前所得の 80%を保障されているのは、フルタイム労働をしていた受給者の約 1 割に過ぎない<sup>116</sup>。SO は、現状は失業保険の機能および制度に対する信頼を危うくしており、失業保険がその理念通りの保障を提供するために所得比例給付の上限額の引き上げが必要であると指摘する<sup>117</sup>。

所得比例給付の受給者数は 2013 年には 26 万 6,699 人であり、全受給者の 9 割弱を占める<sup>118</sup>。

## 7. 支給制限

### (1) 2012 年改正による見直しの概要

従前の失業保険法 (ALF) は、①紹介された仕事を断るなどして求職者が失業の期間を自ら引き延ばした場合、または②自己都合退職等、失業を自ら引き起こした場合の制裁的措置として、給付の減額および支給の一時停止を定めていた。しかし、2012 年改正の政府提出法案では、失業保険法による制裁的措置が比例的ではないとの問題が指摘された<sup>119</sup>。また、支

<sup>113</sup> Prop. 2006/07:15, s. 25.

<sup>114</sup> 日額 680SEK の給付が従前所得の 80%の水準となるのは、失業前の平均賃金が月額 1 万 8,700SEK であった場合である。しかし、2010 年の時点で、全職業の平均賃金月額はこれを大きく上回る 2 万 7,700SEK であった。SO, supra note92, s.10.

<sup>115</sup> SO はスウェーデンの全失業保険金庫が加盟する利益団体であり、政府との関係で失業保険金庫の利益を代表するとともに、失業保険金庫の職員の教育、IT システムの管理、失業保険制度についての情報提供などをその責務とする。

<sup>116</sup> SO, supra note92, s. 7ff.

<sup>117</sup> SO, Fortfarande bara en av tio som får 80 procent i a-kassa, SO-rapport 2013-06-04 (<http://www.samorg.org/opinion/Documents/Kompensationsgrad%20vecka%206%202013%20-%209%20av%2010%20slår%20i%20a-kassetaket.pdf>). (2014 年 6 月 16 日最終確認) なお、失業保険による給付の上限を超える所得については、労働組合が団体協約に基づく補足的な保険を提供している。協約保険による補足的な所得保障は、失業だけでなく傷病等のさまざまな要保障事故をカバーしており、労働組合への加入率を高める重要な要因の一つとなっている。

<sup>118</sup> IAF, supra note111.

<sup>119</sup> Prop. 2012/13:12, s. 26f.

給停止に比べて給付減額の措置が複雑であり、実務では後者があまり適用されていないことも問題視された<sup>120</sup>。

そこで、2012年改正では、制裁的措置の対象となる求職者の行為類型に、上記①および②のほかに、③求職者が適切な求職活動をしない場合が加えられた。③は、①および②よりも、法の目的への違背の程度が軽い行為類型と位置付けられている。また、給付減額は廃止され、①および②の双方について支給停止により対応することとなった。2012年改正によって、支給制限事由を増やすとともに制裁的措置が多段階化されたことで、より比例的な対応を取ることが可能になった<sup>121</sup>。また、制裁の多段階化は、求職活動を怠る受給者に対し、行為態様を改める機会を付与する目的も有する<sup>122</sup>。全体として制裁の程度が緩和されたことについて、レミス手続きでは求職者の意欲に悪影響をもたらすと懸念も示された<sup>123</sup>。これに対し、政府は、より緩やかな制裁を頻繁に行う方が、より介入的な措置を制限的に行うよりも、受給者の行動を効果的にコントロールできるとの考えを述べている<sup>124</sup>。

なお、ここでは失業保険の保険原理や法目的に反する行為に対する制裁についてのみ述べ、不正受給の問題は取り上げない<sup>125</sup>。

## (2) 求職活動の懈怠

失業保険給付の受給者は、失業から脱するために、あらゆる合理的な手段を尽くさなければならぬ<sup>126</sup>。そのため、失業保険法（ALF）43条により、①受給者が正当な理由なく個別行動計画書の作成に協力しない場合（同条1段1号）、②受給者が正当な理由なく公共職業紹介所に期限内に活動報告書を提出しない場合（同2号）、③受給者が正当な理由なく公共職業紹介所を訪問しない、または連絡を取らないとき（同3号）、④受給者が正当な理由なく紹介された「適切な仕事」に応募しないとき（同4号）、あるいは、⑤受給者が積極的に「適切な仕事」を探さないとき（同5号）は、まず警告がなされる。受給者が同一の受給期間内に求職活動の懈怠を繰り返す場合、2回目以降は保険給付の支給停止がなされる。支給停止の日数は、2回目の懈怠に際して1日、3回目は5日、4回目で10日と、受給者の義務違反の回数に応じて漸増する。5回目の義務違反がなされると、受給者は給付受給権を失い、新たに就労要件を充足するまでは失業保険給付を受けられない。

<sup>120</sup> Prop. 2012/13:12, s. 30.

<sup>121</sup> Prop. 2012/13:12, s. 28ff.

<sup>122</sup> Prop. 2012/13:12, s. 38.

<sup>123</sup> Prop. 2012/13:12, s. 32, 39.

<sup>124</sup> Prop. 2012/13:12, s. 37, 40.

<sup>125</sup> 失業保険金庫の加入者が、故意または重過失により、加入者資格または受給権について誤ったまたは誤解を招く情報を失業保険金庫に提供した場合、当該失業保険金庫は当該加入者の加入者資格を取り消すことができる。加入者が、故意または重過失により受給権に関わる事情の変更について届出を怠ったときも、同様である（LAK37条）。この規定により失業保険金庫の加入者資格を失った者に対しては、基礎保険の給付も支給されない（ALF10条2段）。失業保険金庫は、当該加入者の資格を取り消さない場合、当該加入者に対する保険給付の支給を一定期間（45日以上195日以下で失業保険金庫が決定する）免れることができる（ALF46条、46a条）。

<sup>126</sup> Prop. 2012/13:12, s. 32.

制裁的措置の対象となる行為のうち、①および⑤は、2012年改正前は失業保険給付の受給のための基本的要件となっていた事項である。前述（本節4.（2））のように、個別行動計画書の作成や積極的な求職活動の遂行は、失業初日には充足の是非が判断できない要素であるため、2012年改正によって支給制限事由に移された。②ないし④は、2012年改正によって新しく支給制限事由として追加された<sup>127</sup>。

④および⑤にいう「適切な仕事」の概念については、失業保険法（ALF）44条に定義が設けられている。同条によれば、ある仕事が適切であるためには、（ア）求職者の就労にかかる事情およびその他の個人的な事情に対し合理的な配慮がなされていること（同条1段1号）、（イ）労働協約に従った（労働協約が存在しない場合は、比較可能な企業において同等の職務と質を有する労働者と比較して正当な）賃金が支払われること（同2号）、（ウ）事業場において労働争議が起こっていないこと（同3号）、（エ）労働環境法令が遵守されていること（同4号）といった要件を満たさなければならない。「適切な仕事」の判断にかかる具体的な考慮要素は、失業保険監督庁（IAF）の規則に定められている（IAFFS2012:1）。

失業保険は従前の職業を保障する職業保険（yrkesförsäkring）ではない<sup>128</sup>ため、受給者が自ら求職活動を行う職種や地域を限定することは認められない<sup>129</sup>。IAFの規則においても、全ての労働市場における就労機会の可能性を考慮すること、失業期間が長引くにつれて地理的・職种的な求職範囲を広げなければならないことが規定されている（IAFFS2012:1第3条）。ただし、公共職業紹介所が、求職者の従前の職業、経験、通勤や単身赴任の可能性その他の個人的な事情に対する合理的な配慮を行ったうえで、当該受給者にとっての「適切な仕事」を判断することは認められる（上記（ア））<sup>130</sup>。IAFの規則では、例えば、子どもの養育、配偶者の就労などの家庭生活上の理由により、求職活動の地理的範囲を限定することが認められている（IAFFS2012:1第8条）<sup>131</sup>。

支給制限事由の⑤に見るように、受給者は積極的に「適切な仕事」を探さなければならな

<sup>127</sup> 従前は、公共職業紹介所への出頭または連絡を怠った受給者は求職者登録を抹消され、これにより失業保険給付受給権を完全に喪失した。しかし、出頭または連絡の一度の懈怠が受給権の完全な喪失をもたらすのは相当ではないとの理由から、2012年改正により、制裁的措置が緩和された。

<sup>128</sup> Prop. 1996/97:107, s. 83.

<sup>129</sup> 2007年改正以前は、失業保険給付の受給開始後最初の100日間について、受給者が求職活動の範囲を自身の従前の職種および現住の地域に限定して行う権利が、明文規定をもって認められていた（2007年改正前ALF9a条）。しかし、保守連立政権は、失業保険の目的は新しい就労への「転換」を行う短期間のあいだ給付を支給することにあり、このような限定を付すことが柔軟な求職活動を妨げているとして、当該規定を削除した。Prop. 2006/07:89, s. 55.

<sup>130</sup> Prop 2006/07:89, s. 56. 個人的事情を考慮した裁判例として、従業員が2人しかいない小規模企業を使用者との関係悪化のために辞職した労働者にとって、同企業への復職は「適切な仕事」には当たらないとしたものがある（社会保険上級裁判所1991年10月31日判決（FÖD1991:35））。他方で、ノルウェーとの国境近くに住む求職者に対してノルウェー国内の仕事が紹介された事例については、言語・環境の類似性や週末型単身赴任の可能性なども考慮したうえで、他国での仕事であるというだけで「適切な仕事」に当たらないとはいえないとされている（行政最高裁判所2008年6月5日判決（RÅ 2008 ref. 45））。

<sup>131</sup> 具体的には、家庭生活上の理由により、合理的な期間内は、毎日通勤することができる地域内に求職活動を制限することができる。合理的な期間が経過した後は、週末型単身赴任が可能な地域内にある仕事が、適切な仕事とみなされる（IAFFS2012:1第8条）。

い。具体的には、受給者は、失業を解消するために、求人情報に応募する、企業に連絡を取る、求人情報を探すなどの行動を取らなければならない。求職活動が積極的になされているかの判断に際しては、受給者が行う活動がその者の状況を前提として合理的なものであるかを、総合的に判断する。その際に、公共職業紹介所が作成した個別行動計画書に沿った活動がなされているかは、重要な判断指針となる。また、受給者が提出する活動報告書は、行われた求職活動の内容を評価するための重要な資料となる<sup>132</sup>。

受給者が求職活動を行わないことに正当な理由がある場合には、制裁的措置は取られない。どのような場合に正当な理由が認められるかは個別事例ごとの判断となるが、2012年改正の政府提出法案では、公共交通機関の停止、電話やインターネットの不通、本人または家族の疾病、その他の家族に関わる緊急事態などが例として挙げられている<sup>133</sup>。

2013年12月のSOの報道発表によれば、2013年9月の改正規定施行後、一度も活動報告書を提出していない受給者が多数存在した。SOは、このまま未提出の状況が続くと、1万を超える受給者が2014年2月に失業保険給付の受給権を失うと警告した<sup>134</sup>。その後の報道によると、活動報告書の不提出の継続により実際に受給権を喪失した者の数は、そこまで大きくなかったようである。

### (3) 失業期間の不当な延長

失業保険法（ALF）43a条により、受給者が正当な理由なく、①採用の決まった「適切な仕事」を辞退したとき（同条1段1号）、②自身の行動を通じて雇用の成立を妨げたことが明らかである場合（同2号）には、失業保険給付の支給が停止される。これらの行動は、失業期間を引き延ばす行為類型として、支給制限の対象となる。③活動手当の支給対象となる労働市場政策プログラムへの参加を拒否した場合（同3号）も、同様である。支給停止の日数は、1回目が5日間、2回目が10日間、3回目が45日間と、支給制限事由の反復回数に応じて長くなる。受給者が上記の行為を同一の支給期間内に4回繰り返すと、残りの支給期間の受給権を喪失する。この場合、失業保険給付を再度受給するためには、新たに就労要件を満たさなければならない。

ただし、失業期間の延長に正当な理由があると認められる場合、支給制限はなされない。「適切な仕事」の拒否に正当な理由があると認められる場合の一例は、他の仕事への就職が決まっていることである。この場合、職業紹介または採用決定の時点で他の使用者の下での雇用が書面をもって約束されており、かつ、当該雇用が迅速に（原則として1カ月以内に）開始されるものでなければならない（IAFFS2012:1第13条）。

判例では、雇用機会の限られている地域では、衣類の他に避妊具等を販売する店での販売

<sup>132</sup> Prop. 2012/13:12, s. 37.

<sup>133</sup> Prop. 2012/13:12, s. 33.

<sup>134</sup> SO, Tusentals arbetslösa riskerar att förlora sin ersättning, Pressmeddelande 2013-12-17 (<http://www.samorg.org/forsakringen/Sidor/Pressmeddelanden.aspx>). (2014年6月16日最終確認)

員の仕事を宗教（キリスト教ペンテコステ派）上の理由で断ることは、正当な理由によるものとは認められないとされる（社会保険上級裁判所 1984 年 2 月 8 日判決（FÖD1984:24））。他方で、使用者が労働協約を下回る条件での通勤手当の支給を雇用の条件としたために当該雇用を拒否すること（社会保険上級裁判所 1985 年 6 月 3 日判決（FÖD 1985:21））や、休暇中の代替要員の職の紹介を、子供との面会権の行使として以前から予定していた休暇と期間が重複することを理由に断ること（社会保険上級裁判所 1987 年 11 月 12 日判決（FÖD 1987:61））、喉の粘膜が弱いことを理由にタバコの煙との接触がある仕事（成人教育施設の受付）を断ること（社会保険上級裁判所 1988 年 7 月 14 日判決（FÖD1988:41））などは、正当な理由に基づくとされている。

#### （4）失業の惹起（自己都合退職等）

給付申請者が自ら失業を引き起こした場合、すなわち、①給付申請者が正当な理由なく退職した場合（ALF43b 条 1 段 1 号）、または、②不適切な行動を理由に解雇された場合（同 2 号）には、失業保険給付の支給停止がなされる。③活動手当が支給される労働市場政策プログラムを正当な理由なく辞めた場合（同 3 号）、および④自らの行動が理由で、活動手当が支給される労働市場政策プログラムへの登録を取り消された場合（同 4 号）も同様である。これらは、保障対象となるリスクを自ら引き起こした者は受給権を制限されなければならないという、保険の一般的な原則に基づく規定である<sup>135</sup>。

支給停止の日数は、いずれの場合も初回は 45 日間である<sup>136</sup> <sup>137</sup>。同一の支給期間内または支給期間に引き続いて、自己都合退職等を繰り返した場合、2 回目は再度 45 日間の支給停止となる。受給者が同一支給期間内に 3 度目の自己都合退職等をした場合には、残りの支給期間について給付受給権を失う（ALF43b 条 3 段）。この場合に失業保険給付を再度受給するためには、就労要件を新たに充足しなければならない。

失業の理由は失業保険金庫に提出する給付申請書に記入することとなり、当該書面への記述をもとに失業保険金庫が給付制限事由への該当性を判断する。自己都合退職の取扱いは非常に厳格であり、自ら退職した失業者が給付制限を免れるためには退職を正当化する非常に強い事由が必要とされる。政令は正当な理由の一つとして健康上の理由を認めるが、この場合であっても、退職前に医師の診察を受け、その使用者の下でのいかなる労務に就労することも不適切であるとの診断書を得、かつ配置転換の努力が退職前になされなければ、正当な理由による退職とは認められない（失業保険に関する政令 19c 条）。

判例では、事実婚の配偶者の転勤に伴う引越しを理由とする退職（社会保険上級裁判所

<sup>135</sup> Prop. 1999/2000:139, s. 56.

<sup>136</sup> 従前は、自己都合退職の場合の支給停止が最長 45 日であるのに対し、解雇の原因となる行為が給付申請者であった場合には最長 60 日の支給停止がなされた。2012 年改正によって支給停止日程が 45 日間に統一されたことは、支給制限の大幅な緩和である。

<sup>137</sup> 従前雇用ないし参加プログラムの予定期間が短い場合についての例外規定がある。

1987年10月27日判決（FÖD1987:58）、使用者が労働組合との団体交渉において、特定の労働組合員の退職か12人の同僚労働者の整理解雇かの選択を迫ったことを受けてなされた、当該組合員の退職（社会保険上級裁判所1991年10月10日（FÖD1991:31）、新しい職場での試用開始のための退職（行政最高裁判所2009年6月9日（RÅ2009 ref. 32））などが、正当な理由によるものと認められている。この他、2012年改正の政府提出法案は、攻撃的な差別的取扱いを受けた場合を、退職が正当化される例として挙げる<sup>138</sup>。

## 8. 支給期間

連続する12カ月間のうち7日間は待機日とされ、失業していても給付は行われない（ALF21条）。

失業保険からの給付は日当の形式で支払われ、1週間の支給日数は5日を超えることはできない（ALF19条、20条）。前述（本節5.）のように、受給者は、金庫カードを2週間ごとに提出し、過去14日間の失業、就労、傷病や育児の状況などを失業保険金庫に申告する。受給者が失業保険給付を受給しながら部分的に就労した場合は、一週間のうち失業に相当する部分についてのみ保険給付が支給される（ALF38a条）。ただし、この場合、失業保険給付を受けられる日数に制限が付される<sup>139</sup>。また、社会保険事務所から傷病手当や親手当が支給される日については、失業保険からの給付は行われない。

受給者が新しい仕事を得た場合には、たとえ失業前よりも収入の低い仕事であっても、失業保険給付の受給権を失う。他方で、失業前にフルタイムで働いていた者がパートタイムの仕事に就いた場合は、従前との労働時間の差分について引き続き失業しているものと扱われる。パートタイム労働をしていた者が、従前より労働時間の短いパートタイム労働に就労した場合も同様である<sup>140</sup>。

保険給付の支給期間は最長300日である。ただし、300日の支給期間の満了時点で受給者に18歳未満の子供がいる場合は、150日間の延長がなされる（合計450日間）。既受給日数の算定に際しては、活動手当を受給した日も失業保険給付を受給した日と同視される（ALF22条）。失業保険給付のみについて見ると、1人当たりの平均受給日数は2013年に84日であった<sup>141</sup>。ただし、実際には、求職者の多くが労働市場政策プログラムに参加し、失業保険給付の代わりに活動手当を受給している。また、公共職業紹介所の統計によれば、300日間の支給期間を満了してもなお失業状態にある者が、相当数存在することが指摘できる<sup>142</sup>。

300日の支給期間を満了しても失業状態が止んでいない場合、受給者が就労要件を新規に

<sup>138</sup> Prop. 2012/13:12, s. 43.

<sup>139</sup> 失業保険に関する政令7条により、パートタイム就労をしながら失業保険給付を受給することができるのは、同一の失業期間につき計75日間までとされる。支給期間のうち残りの支給日数については、就労が全くなされなかった週にのみ給付がなされる。

<sup>140</sup> SO, supra note95, s. 14.

<sup>141</sup> IAF, supra note111.

<sup>142</sup> 本稿第1節参照。

充足していれば、再度の待機日の適用を踏まえたうえで、300日間の支給日数が新しく起算される（ALF23条3段）。受給者が失業保険給付を受給しながらパートタイム就労をする場合、支給期間満了時に新たな就労要件を充足しうる。一般に、支給期間の残日数が約50日になった時点で、失業保険金庫が就労要件の充足の審査を行う<sup>143</sup>。

## 9. 失業保険の支給規模

2013年の失業保険給付受給者の総数は29万7,722人、1か月当たりの平均受給者数は約11万7,000人であった<sup>144</sup>。2007年改正の影響で、失業保険給付の受給者数は大きく減少した（図表4-2参照）。ただし、2007年には失業保険法改正と同時に労働市場政策も見直されており、多くの者が、失業保険給付の代わりに後述する活動手当を受給するようになった点に留意する必要がある<sup>145</sup>。

図表4-2 失業保険給付受給者総数の推移（2003～2013年、単位：千人）

2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
565	611	601	553	417	328	385	359	286	286	298

出所：IAF, Statistikdatabasen.

2013年の失業保険の給付総額は、約146億3,289万SEKであった。失業保険の支出規模は、2000年代前半には300億SEKを上回る年もあったが、2007年改正により大きく減少した。2009年には、世界金融危機による不況の影響で、失業保険の給付総額も約196億SEKに上った。しかし、その後の景気回復により、2011年以降は、130～140億SEKで推移している（図表4-3参照）<sup>146</sup>。

図表4-3 失業保険給付の年間支給総額の推移（2003～2013年、単位：億SEK）

2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
285	326	312	269	194	136	196	176	131	137	146

出所：IAF, Statistikdatabasen.

## 10. 失業保険の財源

### (1) 加入者負担保険料

失業保険金庫は、その加入者から、失業保険金庫の事務費ならびに失業保険金庫が国に支払う財政負担金 (finansieringsavgift) を賄うために、加入者負担保険料 (medlemsavgifter)

<sup>143</sup> SO, supra note95, s. 16.

<sup>144</sup> IAF, supra note111.

<sup>145</sup> Prop. 2013/14:1, Utgiftsområde 14, s. 22.

<sup>146</sup> IAF, supra note111.

を徴収することができる（LAK 41 条）。

財政負担金とは、各失業保険金庫の加入者に対して支払われた保険給付について国にかかった費用を賄うために、各失業保険金庫が国に対して毎月納付するものである。財政負担金の額は、ある失業保険金庫が加入者に対して支給した所得比例給付の1日当たりの平均支給総額を、12で割った額の131%である（LAK 48 条）。すなわち、ある失業保険金庫が負担する財政負担金の額は、当該金庫の加入者数と当該金庫が支給した所得比例給付の平均日額とによって決まる。2013年に全失業保険金庫が国に納めた財政負担金の総額は、約55億2,100万SEKであった<sup>147</sup>。

2007年改正後2013年末までの間、失業保険金庫は、財政負担金のほかに失業負担金（arbetslöshetsavgift）を国に毎月納めなければならず、この費用も加入者負担保険料として加入者から徴収することができた。失業負担金の額は、各失業保険金庫が支払った所得比例給付の総額および失業していない加入者の数によって定まった。すなわち、失業負担金は、1カ月に支払われた所得比例給付の総額の33%に相当する額から、失業していない加入者1人につき50SEKを差し引いた額とされた（2013年改正前LAK 48a 条）。そして、失業負担金にかかる費用は失業中の加入者から徴収することはできないとされていた（同41条2段1号）ため、失業していない加入者、すなわち就労中の者のみがこの費用を負担していた。

失業負担金は、財政負担金の引き上げとあわせて、2007年改正により導入された仕組みであった。2007年改正前の失業保険の給付費用は、ほぼ国庫補助によって賄われていた。当時の保守連立政権は、失業者の増大が労使の費用負担に直接的には繋がらない状況が、失業者の速やかな再就労に向けた労使の意欲を削ぐと考えた。そこで、失業保険に対する国庫補助を減らし、加入者の費用負担を増すことによって、失業保険の保険性を強めることを目的として、失業負担金の導入と財政負担金の引き上げを行ったのである<sup>148</sup>。しかし、2007年改正による加入者負担保険料の引き上げは、失業保険への加入率の低下を招いた<sup>149</sup>。このことが、失業保険制度の正統性を揺るがしていると指摘され、また、多くの者が失業時の所得保障を失っている状況が問題視された。さらに、失業負担金の費用を就労中の加入者のみが負担する仕組みにより、失業者が就労すると加入者負担保険料が高くなることが、受給者の就労インセンティブに負の影響を与えることも問題となった<sup>150</sup>。これらの問題を背景に、2013年の失業保険金庫法（LAK）改正により、失業負担金が廃止された（2014年1月施行）。この改正により、国庫収入は約28億SEK減少すると見込まれるが、加入者負担保険料の引き下げにより失業保険金庫加入者数が増加すれば、将来的には財政負担金を通じて国庫収入が

<sup>147</sup> IAF, Finansieringen av arbetslöshetsförsäkringen (<http://www.iaf.se/Fakta/Finansieringen-av-arbetsloshetsforsakringen/>). (2014年6月16日最終確認)

<sup>148</sup> Prop. 2006/07:15, s. 33.

<sup>149</sup> 2007年から2008年にかけて50万人近い労働者が失業保険金庫から脱退したが、その多くが保険料を負担する余裕のない低賃金労働者であったと指摘されている。SO, supra note 92, s. 18.

<sup>150</sup> Prop. 2013/14:1, s. 548f.

増加すると見込まれている<sup>151</sup>。

失業保険金庫が定める加入者負担保険料の額は、失業保険監督庁（IAF）による認可を受けなければならない（LAK43条）。2014年1月現在、加入者負担保険料の最低額は金融・保険業失業保険金庫の月85SEK、最高額は港湾労働者失業保険金庫の月160SEKである。上述の2013年改正の施行に伴い、多くの失業保険金庫が加入者負担保険料を大幅に引き下げている<sup>152</sup>。

なお、失業保険金庫に加入していなかった者に対しては、既に述べたように、アルファ金庫から基礎給付が支給される。アルファ金庫は、これらの受給者から、日額24SEKの保険料を徴収する。保険料は、基礎給付から天引きされる。

## （2）労働市場保険料

使用者および自営業者は、社会保険料法（Socialavgiftslag（SFS2000:980））の規定に基づき、各種の社会保険料を負担する。そのうちの1つが労働市場保険料（arbetsmarknadsavgift）であり、2014年の料率は、使用者については2.91%、自営業者は0.37%である（同法2章26条、3章13条）。

労働市場保険料の算定基礎となるのは、使用者負担保険料の場合は支払った賃金等の総額であり（社会保険料法2章10条、24条）、自営業者が負担する個人保険料については課税対象となる事業収益等の総額である（同法3章4条以下）。労働市場保険料は、他の社会保険料および租税とあわせて徴収される。そのため、使用者が雇用する労働者または自営業者自身が失業保険に加入していない場合であっても、労働市場保険料の負担を免れることはできない。また、保険料額の算定に際して、失業保険への加入の有無は考慮されない。

労働市場保険料は国庫に入り、次に述べる国庫補助を通じて、失業保険の給付および監督にかかる費用を賄う他、後述する活動手当の給付費用や、賃金支払い保証制度にかかる費用などに当てられる（社会保険料の分配に関する法律（SFS2000:981）9条）。スウェーデンでは社会保険料と租税を区別する意識が弱く、社会保険料収入は、国庫のその他の収入から区別されない。失業保険においても、労働市場保険料の負担と失業保険による給付との間の直接的な関係性は欠如している。労働市場保険料は、保険給付の反対給付としての性格よりも、失業保険その他の労働市場政策にかかる費用を賄うための目的税としての性格を強く有しているといえよう。

## （3）国庫補助

失業保険金庫は、失業保険給付の費用を賄うために、国庫補助を受ける権利を有する（LAK

<sup>151</sup> Prop. 2013/14:1, s. 550.

<sup>152</sup> 例えば、港湾労働者失業保険金庫の加入者負担保険料は、2013年1月には就労者につき235SEK、失業者につき160SEKであった。

93条)。2014年予算では、約149億SEKが失業保険給付に対する国庫補助として計上されている<sup>153</sup>。

また、国は、給付費用以外の目的のために国庫補助を行うことを決定することができる(同法93a条)。国はこの規定に基づき、小規模な失業保険金庫に対し、その事務費の増加を賄うため、毎年一定額の補助を行っている(2013年は900万SEK)。

このように、失業保険金庫に対しては多額の国庫補助が行われている。本節9.で示した失業保険給付総額の90%以上が、国庫補助によって賄われていることとなる。ただし、失業保険金庫に対する国庫補助の主たる財源は、前述した使用者等が負担する労働市場保険料である<sup>154</sup>。また、国は、失業保険に対して支払った費用を賄うために失業保険金庫から財政負担金を徴収しており、その負担金は前述のように加入者負担保険料によって賄われる。したがって、失業保険に対する国庫補助の大部分は労使の負担によって賄われており、租税財源の投入の程度はそれほど高くないと推測される。

### 第3節 労働市場政策による金銭給付

スウェーデンでは、我が国の求職者支援制度に類似した、給付金付きの職業訓練が導入されている。求職者が一定の労働市場政策プログラムに参加した場合には、社会保険事務所から活動手当等の金銭給付が支給され、失業保険金庫からの給付は行われぬ。

なお、労働市場政策は政府の広範な裁量に委ねられる<sup>155</sup>との考えに基づき、以下に紹介するプログラムや金銭給付は、その多くが政令に定められている。

#### 1. 活動手当

##### (1) 支給対象プログラム

「活動手当に関する政令」(SFS1996:1100)4条1段により、以下に挙げる労働市場政策プログラムのうちいずれかに参加する者に対し、生計に対する経済的援助として活動手当(aktivitetsstöd)が支給される。支給対象となるプログラムは、①就職・発展保証(jobb- och utvecklingsgarantin)、②労働市場教育(労働市場の現状と今後の求職状況の見通しに基づく、求職者の就職可能性を高めるための職業教育)、③就労体験(適性の判断や実務能力の発展を図るために行われる職場での就労体験)、④起業の援助、⑤若者のための就職保証(jobbgarantin för ungdomar)、⑥準備的な措置(労働生活を目指すためのリハビリテーション、適職の分析、職業紹介、求職活動の方法の教育等)、⑦労働生活へのイントロダクション(長期疾病者のための求職活動支援)、⑧公共職業紹介所が企業やコミュニケーションなどの他機関と共同して行う労働市場政策に関わるプロジェクトである。なお、「若者のための就職保証」

<sup>153</sup> Prop. 2013/14:1 Utgiftsområde 14, s. 61.

<sup>154</sup> 2014年の予算案では、失業保険給付および活動手当・発展給付等に対する国庫補助の総額約321億SEKに対し、労働市場保険料による国庫収入は約386億SEKと見込まれている。Prop. 2013/14:1, Biraga 1, s. 10ff.

<sup>155</sup> Prop. 2011/12:107, s. 20f.

や「労働生活へのイントロダクション」など、一定のプログラムについては、参加者が失業保険給付の受給権を有すること、または 25 歳以上であることが、活動手当の支給要件となる（同条 2 段）。

スウェーデンでは、1990 年代から長期失業者や若年失業者の増加が問題となり（本章第 1 節参照）、労働市場政策上の取り組みがなされてきた。2007 年、保守連立政権は従来の施策を見直し、①の就職・発展保証と⑤の「若者のための就職保証」を導入した。

「若者のための就職保証」（⑤）の対象となるのは、16 歳以上 25 歳未満の若年者で、4 カ月間に 90 日以上、公共職業紹介所に求職者登録をした者である（若者のための就職保証に関する政令（SFS2007:813）5 条）。参加者に対しては、通常の場合は少なくとも 3 カ月の間、マッピング、就学・就職の適性分析、コーチ付き求職活動が提供される。その後は、就労体験や職業教育などが加わる（同政令 6 条）。参加期間の上限は 15 カ月で（同政令 10 条 1 段 5 号）、15 カ月を満了してもなお失業状態にある者は次の就職・発展保証に移行する。

就職・発展保証（①）の対象となるのは、公共職業紹介所に登録している失業者で、（ア）失業保険給付を 300 日間受給した<sup>156</sup>が新たな支給要件を満たしていない者、（イ）18 歳未満の子供と同居する一人親で、パートタイム就労をしながら失業保険給付を 75 日間受給した者、（ウ）失業保険の受給権を持たず、14 カ月以上、失業状態にあった、または労働市場政策プログラムに参加した者<sup>157</sup>、（エ）「若者のための就職保証」に 15 カ月間参加した者、などである（就職・発展保証に関する政令（SFS2007:414）5 条）。就職・発展保証は、準備的な措置（マッピング、コーチ付きの求職活動など）を行う第 1 段階、就労体験や職業訓練が加わる第 2 段階、公共職業紹介所が指定する協力企業で補助金付き就労をする第 3 段階から構成される。第 3 段階への移行は、就職・発展保証に参加して 90 週を経過しても再就職できない場合になされる（同政令 7 条）。就職・発展保証への参加期間には、上限は設けられていない。

就職・発展保証および「若者のための就職保証」のいずれにおいても、プログラム参加者がプログラム内の活動その他の労働市場政策上の措置を拒否する、紹介された「適切な仕事」を正当な理由なく拒否する、自身の求職活動について情報提供をしない、自己管理をしない、またはプログラムの実施を妨害するなどした場合には、プログラムへの参加資格を失う（就職・発展保証に関する政令 15 条、若者のための就職保証に関する政令 12 条）。

## （2）支給額・支給期間

活動手当の支給額は、失業保険給付の受給要件を満たす者については、その者が失業保険

<sup>156</sup> 受給者に 18 歳未満の子がいる場合は最長 450 日まで失業保険給付が支給されるが、その場合であっても、他の失業者と同様に失業保険給付を 300 日間受給した後は就職・発展保証に参加することができる。これは、失業に対する措置ができるだけ早い段階で取られることが重要と考えられるためである。Prop. 2006/07:89, s. 50.

<sup>157</sup> 刑事施設を出所した失業者が念頭に置かれている。Prop. 2006/07:89, s. 50.

から受けうる給付の額と同じである（活動手当に関する政令 5 条 1 段）。したがって、最初の 200 日間は従前の平均賃金日額の 80%、その後は 70%が支給され、日額 320SEK が最低額となる（本章第 2 節 6. 参照）。失業保険給付の最長支給期間（原則として 300 日）を満了した者に対しては、その者の失業保険給付の算定基礎となる平均賃金日額の 65%（ただし日額 320SEK を最低額とする）が、活動手当として支給される（同条 2 段）。したがって、就職・発展保証に参加する長期失業者が受ける活動手当の給付水準は、失業保険給付の水準よりも低くなる。これは、長期失業者に対し、就職・発展保証から安定した就労への移行を目指す経済的インセンティブを与えるためである<sup>158</sup>。なお、受給日数の算定に際しては、活動手当を受給した日は失業保険給付を受給した日と同視される（同条 3 段）。そのため、活動手当を受給している間に失業保険給付の最長支給期間を満了し、活動手当の支給水準が引き下げられることも起こりうる。

一方、失業保険給付の受給要件を満たさず、後述する発展給付が支給されない者に対しては、日額 223SEK の定額の活動手当が支給される（同政令 5a 条）。定額の活動手当を受給する者が就職・発展保証の参加者である場合、支給期間は最長 450 日（週 5 日の支給で 90 週間）となる。すなわち、この場合の活動手当は、就職・発展保証の第 1・第 2 段階への参加期間のみをカバーする。第 3 段階への参加中は、コミュニンの社会サービスによる生計扶助によって生計を賄うことが予定されている<sup>159</sup>。

「若者のための就職保証」の参加者に対する活動手当の支給額については、特別の規定がある（同政令 5c 条）。同プログラムの参加者で、失業保険給付の受給要件を満たす者に対しては、失業保険給付の算定基礎となる平均賃金日額の、受給開始後最初の 100 日間は 80%、続く 100 日間は 70%、その後の期間は 65%が、活動手当として支給される（ただし、日額 320SEK を最低支給）。受給日数の算定に際しては、失業保険給付を既に受給した日も含めて算定される。若年者に対する活動手当が失業保険の所得比例給付よりも早いペースで逓減するのは、若年者に対し就職または進学のための強い経済的インセンティブを与えるためである<sup>160</sup>。

受給者が、疾病、子供の一時的な監護、重大な個人的事情（近親者の重病、死亡、葬儀など）、親族等の介護、感染症への罹患などのために、労働市場政策プログラムを一時的に欠席する場合は、欠席中も活動手当を受給することができる（活動手当に関する政令 8 条。疾病や育児、親族等の介護について社会保険給付が支払われる場合は、併給調整がなされる）。しかし、それ以外の事情による欠席に際しては、活動手当は支給されない。疾病または育児のための欠席が 30 日を超える場合は、プログラムからの除籍がなされ（就職・発展保証に関する政令 12 条、若者のための就職保証に関する政令 10 条）、活動手当の受給資格も失われる。

<sup>158</sup> Prop. 2006/07:89, s. 52.

<sup>159</sup> Prop. 2006/07:89, s. 52. 就職・発展保証の第 3 段階に参加する者の約 10%が、活動手当の受給権を有さず、コミュニンによる生計扶助を受けている。国による労働市場政策に含まれる者の所得保障をコミュニンが負担することは、合理性を欠くとの批判もある。Dagens Nyheter, Svaga grupper fastnar i jobbgarantin, 2011 年 2 月 14 日付け記事。

<sup>160</sup> Prop. 2006/07:118, s. 26.

## 2. 発展給付

「若者のための就職保証」、「労働生活へのイントロダクション」および高校中退者のための特別な労働市場政策プログラムに参加する者が、18歳以上25歳未満で、かつ失業保険給付の受給権を欠く場合には、活動手当の代わりに発展給付（utvecklingsersättning）が支給される（活動手当に関する政令2条）<sup>161</sup>。

発展給付の額は、高等教育において受ける給付制の奨学金と同額である（同政令3条。2014年の支給額は、高校卒業資格を有する者につき日額141SEK、同資格を欠く者につき日額48SEK）。これは、プログラム参加者に、進学よりも失業を選ぶ経済的インセンティブを与えないようにするためである<sup>162</sup>。プログラム欠席時の取り扱いは、活動手当における場合と同様である。

## 3. 活動手当および発展給付の支給規模および財源

活動手当および発展給付の支給対象となるプログラムへの参加者数は、2008年の世界金融危機以降増加傾向にあり、2013年の月平均参加者数は18万9,384人（対前月比約9,700人増）であった<sup>163</sup>。特に、上述した就職・発展保証に参加する長期失業者が増加している。2012年には、月平均約9万5,100人が同プログラムに参加し、うち約3万1,000人は第3段階の参加者であった。参加者の多くは、高齢者または障害者である。参加者に占める若年者の割合は、第1段階および第2段階では約20%に達するが、第3段階では1%に過ぎない<sup>164</sup>。「若者のための就職保証」の参加者数も増加傾向にあり、2012年には月平均約3万9,700人（前年比約900人増）、年間で計10万9,000人が参加した<sup>165</sup>。

ただし、活動手当等の支給対象となるプログラムに参加しながら、他の社会保障給付<sup>166</sup>を受給する者も少なくないため、活動手当および発展給付の受給者数の伸びは緩やかである。2013年には、活動手当の月平均受給者数は約12万6,700人（前年比6,200人増）、発展給付は約3万3,000人（前年比増減なし）であった<sup>167</sup>。活動手当の受給者の半数以上が、就職・発展保証の参加者である<sup>168</sup>。

活動手当および発展給付の支給総額は、2012年に149億3,300万SEK（対前年比4億3,100万SEK減）であった。2013年の支給総額は、156億6,900万SEKになると見込まれてい

<sup>161</sup> 「若者のための就職保証」は16歳以上25歳未満の者を対象とするが、16・17歳の者に対しては、親が扶養義務を果たすべきであるとの考えから、発展給付は支給されない。Prop. 2006/07:118, s. 26.

<sup>162</sup> Prop. 2006/07:118, s. 25.

<sup>163</sup> 本章第1節参照。

<sup>164</sup> Arbetsförmedlingen, supra note83, s. 36; Prop. 2013/14:1 Utgiftsområde 14, s. 30.

<sup>165</sup> Prop. 2013/14:1 Utgiftsområde 14, s. 32.

<sup>166</sup> 例えば、移民に対する特別な給付などがある。

<sup>167</sup> Försäkringskassan, Antal mottagare och utbetalt belopp efter ålder och län ([http://www.forsakringskassan.se/statistik/ovriga\\_ersattningar/aktivitetsstod](http://www.forsakringskassan.se/statistik/ovriga_ersattningar/aktivitetsstod)).（2014年6月16日最終確認）

<sup>168</sup> Arbetsförmedlingen, supra note83, s. 36; Prop. 2013/14:1 Utgiftsområde 14, s. 30.

る<sup>169</sup>。活動手当および発展給付にかかる費用は、国庫から支出される。ただし、その主たる財源は、使用者および自営業者が負担する労働市場保険料によって賄われている（本章第2節10. 参照）。

#### 第4節 失業給付制度が抱える課題

##### 1. 失業給付のカバー率

SO の 2012 年の報告書では、公共職業紹介所に登録する完全失業者のうち、約 60%が失業保険給付を受給していないとされている。完全失業者に占める失業保険給付受給者の割合は、2006 年の約 80%から、2011 年には約 40%へ低下した。部分失業を含むすべての失業者についてこの数値を見ると、やはり 2006 年の約 80%から 2011 年には約 39%へと大きく減少している<sup>170</sup>。この背景には、既に述べたように（第2節3. 参照）、2007 年改正による失業保険制度の引き締めを受けて失業保険金庫の加入者数が減少したことがある。ただし、同年に導入された就職・発展保証や若者のための就職保証に参加し、失業保険に代えて活動手当ないし発展給付を受給する者が増加したことも、考慮すべきである。

ここまでに見たように、スウェーデンでは、失業保険給付の受給権者が労働市場政策プログラムに参加する場合、失業保険給付に代えて活動手当が支給される。そして、失業保険給付と活動手当の支給要件・給付水準・支給期間は相互に関連付けられているため、失業保険給付の受給要件を満たす者にとっては、いずれの給付を受給しても同水準の給付が保障される仕組みになっている。すなわち、失業保険給付の受給権を有する者に対する活動手当は、失業保険給付と代替関係にある。これに対し、失業保険給付を満期受給した者や失業保険給付の受給要件を満たさない者に対して支給される活動手当・発展給付は、失業保険給付を補完するものであるといえる。この場合の活動手当・発展給付は、職業訓練を受けることを条件として一定の現金給付を行う、失業保険と生計扶助（わが国の生活保護に相当する公的扶助制度）の中間に位置する仕組みになる。したがって、スウェーデンにおける失業保障制度のカバー率を見るにあたっては、失業保険給付の受給者数のみでなく、活動手当・発展給付の受給者数を含めた評価をすべきであるということになる（以下、これらの給付をあわせて「失業給付」という）<sup>171</sup>。

そこで、失業保険給付および活動手当等をあわせた保障状況を見ると、SO の 2012 年 11 月の報道発表によれば、失業者の約 3 分の 1（39%）がいずれの給付も受給していない<sup>172</sup>。

<sup>169</sup> Prop. 2013/14:1 Utgiftsområde 14, s. 60f.

<sup>170</sup> SO, supra note92, s. 8f. なお、政府の 2014 年予算案では、公共職業紹介所に登録する失業者に失業保険受給権者が占める割合は、2006 年の 70%から 2011 年の 35%へと低下した後、2013 年には 45%に回復したと述べられている。Prop.2013/14:1, Utgiftsområde 14, s. 22.

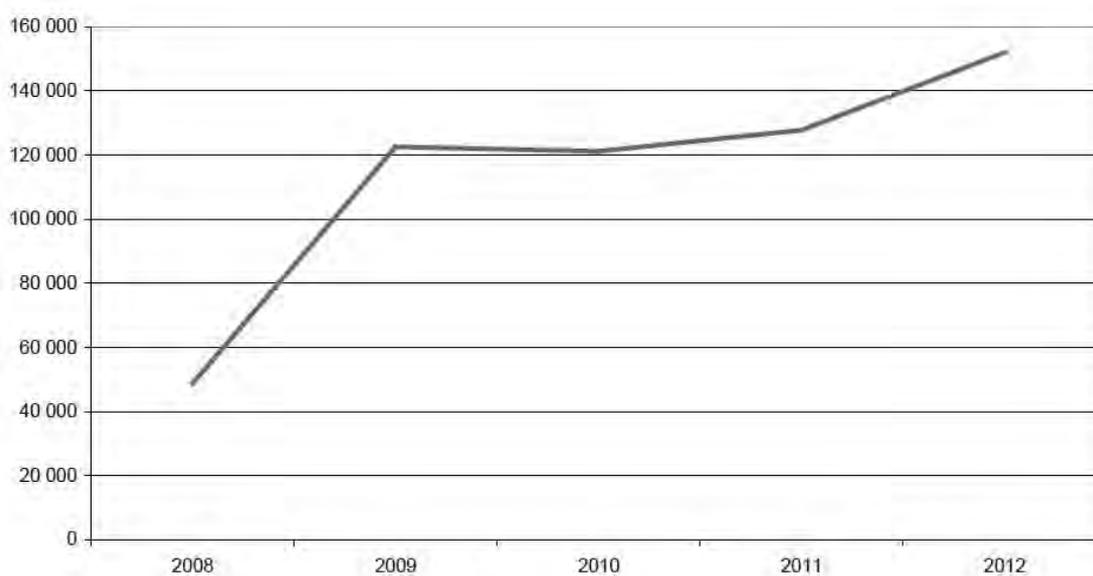
<sup>171</sup> 諸外国の制度との厳密な比較を行うためには、活動手当・発展給付の受給者数の中から、失業保険給付の受給権を有する活動手当の受給者数を抽出すべきであろう。しかし、管見の限りでは、そこまでの詳細な統計は見つけられなかった。

<sup>172</sup> SO, Var tredje arbetslös står utan ersättning – tredubbling på fyra år, Pressmeddelande 2012-11-14 (URL は前掲注 134 を参照)。

したがって、失業保険給付と活動手当等を合わせたカバー率は、約 60%ということになる。無保障の失業者の数は、2008 年の約 4 万 9,000 人から 2012 年には約 15 万 2,000 人へと増加している（図表 4-4 参照）。

SO は、失業給付のカバー率の低下について、失業保険給付の受給要件を充足することが困難になっていることを指摘する。また、給付上限額の固定化のため、失業保険により従前所得の 80%の保障を受ける者は受給者の 1 割ほどにすぎない（本章第 2 節 6. 参照）ことも、失業保険金庫からの脱退の誘因の一つと指摘されている<sup>173</sup>。

図表 4-4 無保障の失業者数の推移（全国、毎年 9 月 単位：人）



出所：SO, Var tredje arbetslös står utan ersättning – tredubbling på fyra år, Pressmeddelande 2012-11-14.

## 2. 公的扶助制度との関係

スウェーデンの失業給付制度が抱える問題としては、そのカバー率の低下、給付上限額の相対的低下に加え、給付最低額の設定が低すぎることも指摘できる。失業保険の受給権を有していた者に対しては、失業保険給付の満期受給後も従前賃金の 65%が保障されるのに対し、失業保険の受給権を有しない者が受ける活動手当・発展給付は非常に低い額に留まる。

スウェーデンには、わが国の生活保護制度に相当する、ミーンズテスト付きの最低所得保障制度として、コミューンの社会サービスによる生計扶助（försörjningsstöd）がある。活動手当の最低支給額（日額 223SEK、週 5 日受給の場合月 4,460SEK）は、単身者に支給される生計扶助の生計費（2014 年は月額 3,880SEK、日額 130SEK 程度）を一応は上回る。しかし、活動手当が課税対象所得であるのに対し生計扶助は非課税であるため、活動手当の課

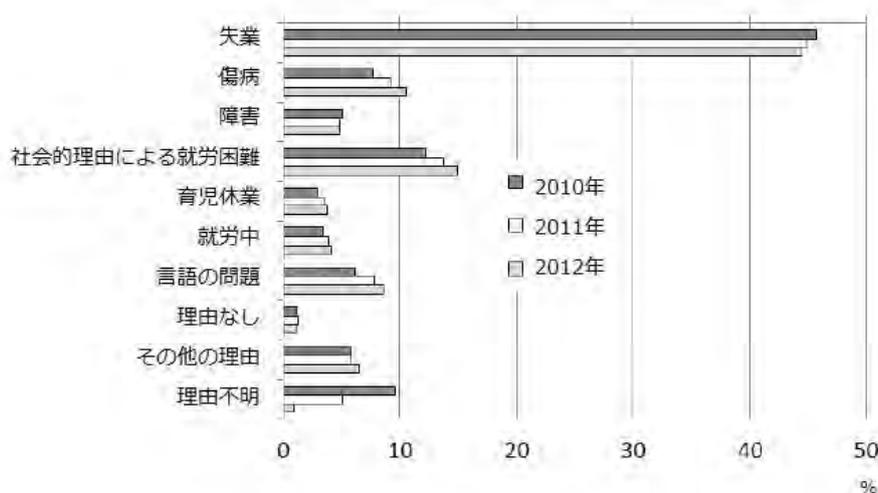
<sup>173</sup> SO, supra note 172.

税後の手取り額は生計扶助に近づくことになる。受給者に未成年の子供がいる場合には、生計扶助の支給額が活動手当を上回る。日額 136SEK とさらに低額な発展給付については、なおさらである。

活動手当および発展給付の成立・発展過程をたどると、活動手当の最低支給額および発展給付の支給額を設定するに当たり、必ずしも生計扶助の水準は参考にされてこなかったことが指摘できる<sup>174</sup>。制度設計に際して意識されてきたのは、失業保険の基礎給付および学生に支給される給付制奨学金とのバランスである。すなわち、失業保険の受給権を有しない者に対する活動手当・発展給付の支給額は、失業保険の基礎給付を参考にしつつもこれを下回る額とされ、かつ、若年者に就学よりも失業を選択する経済的インセンティブを与えないように設定されてきた。そして、このように低く抑えられた給付水準は、活動手当・発展給付の受給者が生計扶助によって生計を補完することを当然の前提としている。すなわち、最低支給額の活動手当および発展給付には、失業保険の受給権を有しない失業者の生計扶助への依存を防ぐという目的は伴われていない。この点で、スウェーデンの活動手当・発展給付は、わが国の求職者支援制度による職業訓練受講金とは性格が異なるといえる。

社会福祉庁（Socialstyrelsen）の統計によれば、失業は、生計扶助を受給する最大の理由である（図表 4－5 参照）。2012 年には、失業を理由とする生計扶助の受給者は、全受給者の 46% を占めた。そのうち、16% は失業給付が不十分であること、28% は失業給付を欠くことを理由とする<sup>175</sup>。以上に述べた失業給付制度のカバー率の低下およびその保障水準の低さが、失業を理由とする生計扶助受給者の多さにつながっていると考えられる。

図表 4－5 生計扶助受給者（成人）の受給理由（2010 年、2011 年、2012 年）



出所：Socialstyrelsen, Statistik över försörjningshinder, och ändamål med ekonomiskt bistånd 2012, 2013.

<sup>174</sup> 詳細は、拙稿「スウェーデンの失業者・生活困窮者に対する所得保障制度（1）」名古屋大学法政論集 241 号 64 頁以下。

<sup>175</sup> Socialstyrelsen, Statistik över försörjningshinder och ändamål med ekonomiskt bistånd 2012, 2013, s. 10f.



---

JILPT 資料シリーズ No. 143  
失業保険制度の国際比較  
ーデンマーク、フランス、ドイツ、スウェーデン

発行年月日 2014年7月15日  
編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23  
(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104  
国際研究部 TEL:03-5903-6321  
印刷・製本 有限会社 正陽印刷

---

© 2014 JILPT Printed in Japan

\* 資料シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)